

議案第60号

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年9月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 20 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条及び第 5 条」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 1 項並びに第 5 条」に改める。

第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条中「前 3 条」を「第 2 条から第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（特定任期付職員の給与の特例）

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）

には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1 号 給	376,000 円
2 号 給	425,000 円
3 号 給	478,000 円
4 号 給	544,000 円
5 号 給	621,000 円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第 8 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 38 号。以下「給与条例」という。）第 9 条から第 17 条まで、第 19 条から第 20 条の 2 まで、第 23 条及び第 24 条、第 28 条、第 30 条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第 29 条第 2 項の規定の適用については、同条第 2

項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の見出しを削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条中「第3条」を「第4条」に改める。

(審議資料)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する高度な専門知識や経験、優れた職見を有する者を任期を定めて採用できるよう本条例の改正を行い、もって即効性に優れ、かつ効率的な行政運営を図ろうとするもの。

【概要】

1 採用条件の追加

- (1) 高度な専門知識や経験、優れた職見を有する者について、その有する知識等を一定の期間活用して遂行することが必要とされる業務に従事させる場合。
- (2) 専門的な知識経験を有する者を期間を限定して、次の条件により採用する場合
  - ① 在職する職員から必要とされる専門知識を有するものを確保する事が困難な場合。
  - ② 当該知識が急速に進歩する技術にかかるもので、当該専門知識を活用する期間が一定の期間に限られる場合。
  - ③ 当該専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させる必要があり、同様の知識経験を有する職員を在職する職員から確保する事が困難な場合。
  - ④ 公務外の実務経験を通じて有する最新の専門的な知識経験が一定期間必要となる業務が発生した場合。

2 採用方法 選考による採用

3 給与等

- (1) 上記の採用条件において(1)の場合、特定任期付職員として以下の取扱いによる。

・給料

号 給	給料月額
1号給	376,000円
2号給	425,000円
3号給	478,000円
4号給	544,000円
5号給	621,000円

・手当 通勤手当、期末手当のみ支給

(期末手当については、6月期：1.45月、12月期：1.65月)

特に顕著な業績を挙げた場合、業績手当（給料月額に相当する額）を支給する。

- (2) (1) 以外の採用条件の場合、一般職の職員の給与に関する条例の定めによる